

**「市第 37 号議案 公立大学法人横浜市立大学の定款の変更」及び  
「市第 38 号議案 公立大学法人横浜市立大学が保有する重要な財産の  
横浜市への納付の認可」について**

**1 趣旨**

本市が公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）に対して出資した土地の一部（以下「当該土地」という。）について、本年5月に、法人から市長あてに、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第6条第4項及び同法第42条の2の規定に基づく不要財産の納付の認可申請がありました。

本件2議案は、この財産の本市への納付の認可を第38号議案として、また、法人の定款上の当該土地に関する記載の削除を第37号議案として提出するものです。

**2 経緯**

平成3年に当該土地に「横浜市立大学客員教員宿舎 金沢ハウス」を建設し、主に海外協定交流に基づく受入教員や外国人客員教員の宿泊施設として利用を開始しました。

平成17年度の大学の法人化に伴い、本市が法人へ土地を出資し、建物を無償で貸し付けてきましたが、昨今の利用ニーズや住居環境の変化などの総合的な判断から、法人が利用の終了を決定し、令和4年3月に運営を終了しました。

### 3 物件概要

- ・所在地：横浜市金沢区柴町 379 番の 3  
(金沢シーサイドライン  
「海の公園柴口駅」、「市大医学部駅」  
から徒歩 15 分)
- ・地目：宅地、  
地積：474.97 m<sup>2</sup>、  
建物：延床 303 m<sup>2</sup>
- ・平成 3 年竣工、  
鉄筋コンクリート造 2 階建て、  
単身室 (30.12 m<sup>2</sup>) 6 室、  
家族室 (62.70 m<sup>2</sup>) 1 室



外観



周辺



単身室室内

### 4 法人が不要となった出資財産を設立団体へ納付するための手続き

- (1) 法人から市長へ不要財産の納付の認可を申請 (令和 6 年 5 月)
- (2) 横浜市公立大学法人評価委員会の意見を聴取 (「認可することは適当」とのご意見をいただきました。) (令和 6 年 5 月)
- (3) 市会の議決 (令和 6 年第 3 回市会定例会に議案を提出) (令和 6 年 9 月)
  - ・ 不要財産の納付の認可、定款の変更
- (4) 市長から総務大臣及び文部科学大臣あて定款変更の認可を申請 (議決後申請予定)

### 5 納付後の活用方法について

用途廃止施設のより迅速かつ効率的・効果的な活用検討を行うことを目的とした「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に沿って、関係区局と調整を行い、検討していきます。

## 6 参考法令

### ○地方独立行政法人法（抜粋）

#### 第6条

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第42条の2の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

#### 第8条

2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

#### 第42条の2

地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（以下この条において「出資等団体」という。）に納付するものとする。

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

#### 第80条

公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

### ○公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第6条第4項に規定する重要な財産を定める条例

#### 第1条

公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第6条第4項に規定する重要な財産については、この条例の定めるところによる。

#### 第2条

法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、横浜市からの出資又は支出に係るもの（法第42条の規定による支出に係るものを除く。）とする。